

## ■ お申込みから土地引渡しまで ■

分譲申込受付

- ・ 別添申込用紙に必要事項を記入のうえ住民票（世帯全員が記載されたもの）を添え当方までご提出下さい。
- ・ 先着順受付です。

【提出先】 〒641-0024  
和歌山市和歌浦西二丁目1番22号  
和歌山県土地開発公社  
分譲担当者 あて

契約保証金の  
納 入

契約締結前に、当公社の指定する日までに、契約保証金として土地購入代金の100分の10以上をあらかじめ納入していただきます。

契約の締結

和歌山県土地開発公社と土地売買契約を締結していただきます。  
あらかじめ納入していただいた契約保証金は土地売買契約代金の一部として充当していただくことが可能です。  
公社が指定した期日までに、土地売買契約代金全額を一括で納入していただきます。但し、契約保証金を土地売買代金の一部に充当した場合は、残金を一括で納入していただきます。

土地及び  
登記識別情報  
のお引渡し

契約締結後、双方立会のうえ、現地で土地、地積測量図をお渡しいたします。  
（登記識別情報は後日お送りいたします。）

## ■ お申込みについて ■

### ● 分譲申込み宅地の選択

- ・ 分譲宅地内の施設(上水道、電柱等)は移動できませんので、お申込みの際は現地を十分ご覧になってください。
- ・ また申込受付は先着順となりますので、必ず事前にご希望宅地に先に申込まれている方がいないかを当方までお電話等でご確認ください。先着申込みがある場合、次の方を受け付けることができません。

### ● 申込み資格

- ・ 居住する住宅等を必要とする方

### ● 申込み方法と期間

#### 【申込書類】

- ① 宅地購入申込書
- ② 住民票または代表者事項証明書のうちいずれか1通  
住民票 …… 世帯全員が記載されたもの  
代表者事項証明書 …… 会社等法人の場合

#### 【申込場所】

〒641-0024  
和歌山市和歌浦西二丁目1番22号  
和歌山県土地開発公社 分譲担当者あて

## ■ 分譲手続きについて ■

お申込み後は、次の要領によりお手続きください。

### ● 土地代金のお支払い

- ・ 土地売買契約締結までに、土地代金の100分の10以上を、契約の保証金としてお支払いください。これは売買契約の締結時、土地売買代金に充当できます。
- ・ また、もしその他当方の指示を遵守していただけないときは、お申込みが無効となりますのでお気を付けください。

### ● その他の費用及び契約時に必要な書類

- ① 登録免許税 …… 土地の所有権を購入者様に移転するにあたり、国が定める登録免許税が必要です。
- ② 収入印紙 …… 土地売買契約書に貼付する必要があります。
- ③ 印鑑証明書 …… 契約書に添付する必要があります。

### ● 契約の締結

- ・ 宅地購入申込書によりお申し込みいただき、契約保証金の入金を当公社が確認した後、土地売買契約締結日のご連絡をさせていただきます。

## ■ 留意事項 ■

### ● 上下水道・電気・公共施設

- ・ 上水道 地元上水道局へのお申込みが必要です。  
なお加入金が必要です。
- ・ 下水道 地元下水道局へのお申込みが必要です。  
なお受益者負担金が必要です。
- ・ 電気 関西電力株式会社へのお申込みが必要です。  
なお、現場にある本柱、支柱、支線等が既に宅  
地内へ設置されている場合は移設することができませんので現場をよく  
ご覧になり、あらかじめご了承下さい。
- ・ 公共施設 道路、排水路、公園 その他の公共施設は、住民の皆様にご利用頂く  
ものですので大切に使用してください。

### ● その他の事項

- ・ 契約不適合責任について  
分譲した土地の契約不適合責任は負いかねます。
- ・ 基礎工事について  
住宅の基礎工事の設計にあたっては、地盤の強度（支持力）が宅地ごとに異なります  
ので、地盤・地質等を十分調査し、適切な基礎工事を行ってください。
- ・ 分譲計画の変更について  
公社事情により、分譲計画に変更が生じる場合があることをご了承ください。
- ・ その他記載のない事項について  
当団地の分譲に関するお申込みや契約手続き等で、本書に記載のない  
事項につきましては、当公社の指示に従っていただきます。